

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和4年12月26日

株式会社Emyii少額短期保険

令和4年12月22日からの大雪により、北海道及び新潟県で被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 : 0120-953-827

受付時間 : 月～金 午前9時半～午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 : 0120-956-834

受付時間 : 24時間365日対応

※株式会社あそしあ少額短期保険との共同保険のため、

連絡は株式会社あそしあ少額短期保険のフリーコールにて承ります。

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
北海道	12月23日	北見市 (きたみし) 紋別市 (もんべつし) 枝幸郡枝幸町 (えさしぐんえさしちょう) 網走郡美幌町 (あばしりぐんびほろちょう) 斜里郡斜里町 (しゃりぐんしゃりちょう) 斜里郡清里町 (しゃりぐんきよさとちょう) 紋別郡遠軽町 (もんべつぐんえんがるちょう) 紋別郡湧別町 (もんべつぐんゆうべつちょう) 紋別郡興部町 (もんべつぐんおこっぺちょう) 紋別郡雄武町 (もんべつぐんおうむちょう)
新潟県	12月23日	村上市 (むらかみし)

同	12月22日	佐渡市（さどし）
---	--------	----------

以上